

飯山市栄誉賞表彰

スポーツの分野において顕著な成績をあげた方や、学術、芸術その他の分野において文化の興隆に貢献した方などを表彰する、平成20年度飯山市栄誉賞表彰式が3月26日に市役所で行われ、富井皓大さん（飯山南高校卒）が受賞されました。富井さんは2月に白馬村で行われた第58回全国高等学校スキー大会のノルディックコンバインド競技

に出場。前半飛躍4位から後半の距離で逆転、見事優勝を果たしました。

受賞した富井さんは「飯山南高校の最後の年に優勝することができ、本当に良かった」と喜びを述べました。

3月に飯山南高校を卒業後、この4月からは大学に進学し引き続き競技を続けていくという富井さん。今後の更なる活躍が期待されます。



⑥受賞した富井さん（左から2人目）とお母さんの英子さん（同3人目）

集落機能維持のための自主的な合併を支援

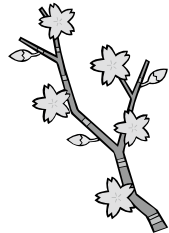
「集落合併支援事業」について

高齢化・少子化に伴い、市内では規模の小さな集落を中心に、役職の担い手不足等による集落機能の低下が懸念されています。市では今年度から3年間、集落機能の維持のため集落自らが近隣集落との合併を推進する場合に、合併にかかる費用の補助を行い集落合併を支援します。

合併をしようとする2つ以上の集落（※）から構成される協議会。

※集落とは市内全107の各区（地方自治法に規定する「認可地縁団体」であるかは問わない）で、集落の戸数・面積などの集落規模は問いません。

補助対象経費
・合併にかかる事務関係費
・合併に要する調査研究費
・有識者等集落支援のため



以上の集落（※）から構成される協議会。
補助金の交付額等
・補助率：10分の10
・限度額：10万円（一協議会当たり一回限り）
補助金の適用期限
平成24年3月31日まで
お問い合わせ
企画財政課企画調整係
☎023111 内線391

ふるさと納税「悠久のふるさと飯山応援金」を募集します

悠久のふるさと飯山に応援を

昨年度、全国から多くの応援をいただきました

昨年からは始まった「ふるさと納税」制度。飯山市でも、「悠久のふるさと飯山応援金」制度を設置し、寄付を募ったところ、市民の皆さんのご紹介等により平成20年度は全国から68件、1億993万3904円の応援金をお寄せいただきました。お寄せいただいた応援金は今年度事業より大切に使用させていただきます。

また、今年号の市報とともに出場。前半飛躍4位から後半の距離で逆転、見事優勝を果たしました。

●「ふるさと納税」とは

ふるさと応援のための寄付をした時に住民税等が控除される制度。個人が5000円を超える寄付を行った際に、個人住民税の概ね1割を限度として、一定の控除を受けることができる。

もに悠久のふるさと飯山応援金」のご案内を配布させていただきます。今年度も多くの皆さんから応援いただきますよう市外にお住まいの知り合いの皆さんなどにぜひご紹介ください。

ふるさと応援のための寄付をした時に住民税等が控除される制度。個人が5000円を超える寄付を行った際に、個人住民税の概ね1割を限度として、一定の控除を受けることができる。

お問い合わせ先
企画財政課 情報管理係
☎023111 内線394

応援金をお寄せいただいた皆さんへの特典

- 広報飯山、飯山市美術館・ふるさと館無料入館券、湯滝温泉利用券、市民リフト券の送付
- 10万円以上の寄付者には、飯山市の特産品、北陸新幹線飯山駅開業記念として関連施設へ名前の刻印

応援金はどうした事業に使わせていただきます

新幹線 北陸新幹線飯山駅の開業に向け、皆様から愛される駅舎づくり、新幹線駅と連動したまちづくりを行います。

【21年度の寄付金活用事業】
新幹線飯山駅都市施設整備事業 150万円

文化・歴史 飯山城址や正受庵をはじめとする寺町飯山、各集落に伝わる奥信濃の伝統文化を守り、活動を支援します。

【21年度の寄付金活用事業】
人形館建設運営事業 240万円

自然・景観 飯山の里山や田園を守り、グリーンツーリズム・森林セラピー事業を行います。

【21年度の寄付金活用事業】
城山公園更新樹勢回復事業 70万円

教育・福祉 飯山らしい教育を通して、世界にはばたく子供たちを育てます。また誰もが住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

(昨年、桑原定男様よりご寄付いただいた1億円は、桑原様のご希望に沿うよう使わせていただきます)

【21年度の寄付金活用事業】
飯山らしい教育推進事業 300万円

※21年度事業に充当した応援金の残額
243万3,904円は基金に積み立てます。

市議会3月定例会から

3月3日に招集された市議会3月定例会は21日間の会期で審議が行われ、上程された48議案はすべて可決されました。

平成21年度予算

25ページをご覧ください。

平成20年度補正予算

一般会計の補正予算額は4億3877万円の増額で、これにより平成20年度の予算総額は152億3398万円となりました。

条例案 総数12件

▽飯山市企業立地振興条例：後期基本計画の重点施策である産業の活性化、また既存企業についても誘致企業と同様の優遇措置を講ずるため、現行の「飯山市工場等誘致条例」と「飯山市工業等振興条例」を統合した新たな条例を制定する。事件案 総数11件

春の行政相談週間

5月18日(月)から24日(日)までの1週間は、春の行政相談週間です。

「行政相談週間」とは、行政や公団などに対する苦情や意見・要望などを行政相談委員を通じてお聞きし、解決や実現を目指すという制度です。このための身近な窓口が行政相談委員です。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者で、飯山市では太田地区大深の村上幸弘さん（☎023111 内線391）が委嘱されています。



毎月20日に飯山市福祉センターで開催される総合相談のほか、自宅や電話でも相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

児童手当の手続きはお済みですか

児童手当は小学校修了前の児童を養育している方で、所得が一定額未満の方に支給されます。

児童手当を受給するためには手続きが必要です。対象の方は、手続きに必要なものをお持ちになり、市役所で手続きを行ってください。

お問い合わせ先

子ども課子育て支援係
☎023111 内線363



特に、お子さんが生まれた方や転入してきた方については、申請した月の翌月分から手当が支給となるため、手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられません。左表の手続期間内に手続をしていただくようお願いいたします。

児童手当の手続きが必要な方、手続時期	
手続きが必要な方	手続きの時期
お子さんが生まれた方	お子さんが生まれた日から15日以内
転入された方	転出証明書に記載された転出予定日から15日以内
今まで所得制限等で受給していなかった方	5月中（※毎年6月に確定する新しい所得・家族の状況で新たに受給できる可能性があります）
現在受給している方	6月中（※受給している全世帯に、手続き（現況届）の日時等のお知らせを6月上旬にお送りします）

●手続きに必要なもの

①印鑑 ②請求者（親）の保険証の写し ③請求者名義の振込口座の控え ④前住所地の市区町村発行の所得課税扶養証明書（転入者のみ）

●手続場所

市役所子ども課 子育て支援係（市役所1階6番のカウンター）